

## ひたち若者かがやき会議会則

### (名 称)

第1条 この会議は、ひたち若者かがやき会議(以下「若者会議」という。)と称する。

### (事務局)

第2条 若者会議の事務局は、日立市生活環境部女性若者支援課内に置く。

### (目 的)

第3条 若者会議は、ひたち若者かがやきプラン(以下「プラン」という。)に基づき、まちづくりや地域課題解決、まちの賑わいづくり、魅力づくり、関係人口創出等に対する取組を若者の自由なアイデアで実践できる若者主体の組織で、活動を通し、日立市への愛着や、自らの力で地域を作り上げる想いを育てるとともに、若者同士の仲間づくりや、交流機会の創出につなげることを目的とする。

### (事 業)

第4条 若者会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 2 若者が思いや意見を伝えることができる若者会議全体会の開催
- 3 ひたち若者かがやきプランの基本方針に合致する事業
  - (1) 若者が挑戦できる環境づくりに関する事業
  - (2) 若者が集まる場づくりに関する事業
  - (3) 若者が成長できる環境づくりに関する事業
  - (4) 自分らしさを支援する仕組みづくりに関する事業
  - (5) 若者による情報発信の推進に関する事業
- 4 その他、若者会議の目的を達成するために必要な事業

### (組 織)

第5条 若者会議は、プランの理念に共感し、前条の目的に賛同する満18歳以上満39歳以下の者(以下「コアメンバー」という。)をもって構成する。

- 2 コアメンバーは、若者会議の運営を円滑に進めるため、次の各号のいずれにも該当する者で、定例会において承認する。
  - (1) 市内に在住、勤務又は通学する者
  - (2) 若者会議の活動に共感し、仲間と何かにチャレンジしたい者
  - (3) 若者会議への積極的な参加が可能な者
  - (4) 若者会議及び若者会議が主催する事業に参加経験がある者

(役員)

第6条 若者会議に、次の役員を置く。

- (1) リーダー 4人以内
  - (2) コアメンバー（リーダーを含む。） 15人以内
  - (3) 監事 2人
- 2 リーダーは、プロジェクト会から推薦された1人を定例会で報告し、総会で承認する。
- 3 コアメンバーは、第5条の2に規定する者とし、定例会において承認し、総会で報告する。
- 4 監事は、コアメンバー又は協力員から選出し、総会において承認する。
- 5 会計については、事務局が行う。

(役員の仕事)

第7条 リーダーは若者会議を代表し、会務を総括する。

- 2 届出等や何らかの理由により代表者1名を出す必要が生じた場合は、リーダー1名をもって充てる。
- 3 コアメンバーは、定例会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、会計の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、リーダー会がこれを選任し、次の総会において承認を得る。
- 3 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了の場合でも、後任者が選出されるまでは、その職務を行うものとする。

(アドバイザー)

第9条 若者会議にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、日立市から委嘱された者とし、若者会議が推進する事業へのアドバイス等を求めることができる。
- 3 アドバイザーは、若者会議が置く会議のいずれにも参加することができる。
- 4 アドバイザーの仕事は、1年とし、再任は妨げない。

(協力員)

第10条 若者会議に、協力員を置くことができる。

- 2 協力員は、プラン策定委員及び若者会議経験者などこれまでの若者会議活動に関わった経験がある者とし、リーダー会において承認し、定例会で報告する。
- 3 協力員は、コアメンバーの要請に応じ若者会議の事業運営に協力するとともに、若者会議が置く会議のいずれにも参加する。
- 4 協力員を退く場合は、本人からリーダー会に申出を行い、リーダー会で承認し、定例会に報告する。

#### (会 議)

第11条 若者会議の事業を円滑に行うため、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 定例会
- (3) リーダー会
- (4) プロジェクト会

#### (総 会)

第12条 総会は、若者会議の最高決議機関であって、コアメンバーをもって構成する。

- 2 総会は、リーダーが招集し、年1回開催する。ただし、必要に応じて開催することができる。
- 3 総会の議長は、リーダー1名をもって充てる。
- 4 総会は、予算、決算、事業計画、事業報告、役員改選、会則の改正及びその他主要事項について審議する。
- 5 総会は、会員の過半数以上の出席により成立し、議決は出席者の3分の2以上の同意によって決する。ただし、総会を欠席する者から委任状が提出された場合は、出席とみなす。

#### (定例会)

第13条 定例会は、コアメンバーをもって構成する。

- 2 定例会は、原則月1回開催する。ただし、必要に応じてリーダーが会員を招集し、臨時定例会を開催することができる。
- 3 定例会の進行は、リーダー1名が交代で行う。ただし、リーダーが不在の場合は、リーダーの指名を受けたものが行うこともできる。
- 4 定例会は、若者からの意見やアイデアを基に、第4条に規定する事業の企画・実践を行う。

- 5 定例会で、会の活動に必要なこと及び総会附議事項について審議すべき項目が出た場合は専決等を行うことができる。専決を行った場合は、次の総会に報告する。
- 6 定例会は、出席者の過半数をもって決定する。

#### (リーダー会)

第14条 リーダー会は、プロジェクトリーダーをもって構成する。

- 2 リーダー会は、原則月1回、定例会前に開催する。ただし、必要に応じて開催することができる。
- 3 リーダー会の進行は、リーダー1名が交代で行う。ただし、議題により事務局が行うこともできる。
- 4 リーダー会は、会務の執行、会の活動に必要な事項、定例会及び総会に付議すべき事項などについて協議し、定例会で提案や共有を行う。ただし、内容によっては、専決等を行うこともできる。
- 5 リーダー会で専決を行った場合は、定例会及び総会で報告する。
- 6 リーダー会に、アドバイザー及び協力員に参加してもらうことができる。

#### (プロジェクト会)

第15条 プロジェクト会は、コアメンバーをもって構成する。

- 2 プロジェクト会に、リーダーを1人置く。
- 3 プロジェクト会は、必要に応じて開催することができる。
- 4 プロジェクト会は、活動に必要なことを審議し、推進状況を事務局に報告し協議しながら決定する。
- 5 プロジェクトチームの推進状況は、リーダー会で共有し、定例会で報告する。

#### (会計)

第16条 若者会議の経費は、日立市の補助金、寄附金、事業収入、その他の収入を持って充てる。

- 2 会計に関する事務は、若者会議会計規則の定めるところにより、事務局において行う。
- 3 若者会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (委任)

第17条 その他、この会則に定めのない事項については、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この会則は、令和3年7月7日から施行する。
- 2 第12条第2項及び第14条第2項の規定にかかわらず、この会則の適用後、最初に開催される会議は、市長が招集する。
- 3 第6条第2項の規定にかかわらず、この会則の適用後、最初に開催される会議の会長及び副会長は、市長が選出する。
- 4 第6条第3項の規定にかかわらず、この会則の適用後、最初に開催される会議のコアメンバーは市長が承認し、総会で報告する。

この会則は、令和4年4月23日から施行する。